

部活動に係る活動方針

1 本校の部活動が目指すもの

ねらい

- (1)〈自主〉自主的かつ計画的な活動により、技術の向上や体力の増進を図る。
- (2)〈連帯〉活動を通じてお互いの立場を理解し、思いやりの心や協調性を育てる。
- (3)〈規律〉規律を守って活動する態度を育てる。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ① 部活動顧問は、年間活動計画を作成する。
- ② 部活動顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会日程等を明示する。
- ③ 部活動顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

方針

- ① 活動は3年間同一種目の継続を奨励する。
(毎年、年度初めに入部届提出)
- ② 指導者および顧問は本校職員を原則とし、部活動指導員及び外部指導者の協力を得ることができる。
 - ・本活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月の活動計画の作成

- ・部活動顧問は、毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。

(4) 毎月の活動計画の通知

- ・部活動顧問は、上記（3）毎月の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

- ・部活動顧問は、校長に毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する部活動

- ・陸上 ・野球 ・バレーボール（女） ・ソフトボール（女） ・水泳
- ・バドミントン（男・女） ・サッカー ・剣道（男・女）
- ・ソフトテニス（男・女） ・バスケットボール（男・女） ・創作 ・吹奏楽
- ・特設駅伝部（市駅伝大会に向けて有志が参加）

・臨時部（柔道など）

（２）活動時間

<平日について>

		通常				延長			
		6校時		5校時		6校時		5校時	
		50分	45分	50分	45分	50分	45分	50分	45分
4～10月	終了	18:00	17:40	17:10	16:40	18:30	18:10	17:40	17:10
	完全下校	18:10	17:50	17:20	16:50	18:40	18:20	18:10	17:40
11月	終了	17:30	17:30	17:10	16:40	18:00	18:00	17:40	17:10
1～3月	完全下校	17:40	17:40	17:20	16:50	18:10	18:10	17:50	17:20
12月	終了	17:00	17:00	17:00	16:40	17:30	17:30	17:30	17:10
	完全下校	17:10	17:10	17:10	16:50	17:40	17:40	17:40	17:20

通常時：帰りの会終了後，準備片付けの時間は含めず，活動時間は2時間程度とする。

延長時：帰りの会終了後，準備片付けの時間は含めず，活動時間は2時間30分程度とする。

延長できるのは，運動部は中体連主催・共催大会の1ヶ月前から

文化部は年3回設定可

※冬季で日没が早まる場合や，配慮すべき事情が出た場合は，変更もある。

<土曜日・日曜日・祝日について>

*顧問の指示による。

*原則として，土日のどちらかは練習を休みとする。

*土日両日活動した場合は前後の土曜日，日曜日に休養日を設ける。

*体育館，校庭の使用時間のローテーションは別表を作成する。

（３）保護者への説明

①部活動ごとに保護者へ説明する機会を設定し，年間計画，活動日，休養日，参加する大会等について理解と協力を得る。

②部活動顧問は，よりよい運営のために，必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

（１）学期中の休養日 *休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

①学期中は，週2日以上以上の休養日を設ける。

※平日は少なくとも1日，土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

学期中，週2日以上以上の休養日を設けられない場合，原則として，前週または翌週に代替の休養日を設けることとする。前週または翌週に設けられない場合は，できるだけ早い時期に必ず代替の休養日を設けることとする。

②土曜日及び日曜日の両日に活動した場合は，原則として，休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。

前週または翌週に設けられない場合は，できるだけ早い時期に必ず代替の休養日を設け

ることとする。

- ③祝日に部活動をした場合もほかの土曜日・日曜日に振り替える。
- ④大会参加についても同様とし、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。
- ⑤週末及び祝日、休日、学校の休業日に、練習試合や大会参加等で3時間程度を超えて活動した場合には、前週または翌週の週末に代替の休養日を設けることとする。ただし、年間計画の強化練習期間（ハイシーズン）や週末に大会が連続することによって振り替える週末が、3週を超えてしまうような場合には、生徒の健康状態に留意し、平日に振り替えることを可とする。

※5月の連休の取り扱いについては、別途定める。

(2) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とする。

(4) 長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。

(5) 朝練習の制限

- ①同一の運動部が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。
- ②朝練習の時間は、7:30～8:00までの30分とする。
- ③30分の朝練習が行えるのは以下の場合
 - ・体育館のローテーションで体育館が使用できない日
 - ・ハイシーズン期間（ただし朝と放課後の活動を合わせて2時間以内とする）※ハイシーズン以外に朝練習を行った場合は放課後の練習は行えない。
※朝練習のローテーション表については、実施する部活動で協議する。
- ④外で活動する部活動は、日没で著しく活動時間が限られる11月の第4週から冬季休業前まで、週2日の朝練習を認める。ただし、朝練習を行った場合は放課後の練習は行えない。
- ⑤朝練習を行う場合は必ず保護者に文書で申し込みを取ることとする。

(6) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ①年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも長時間活動することができるものとする。（中総体、新人戦など中体連が主催・共催する大会等）
- ②強化練習期間（ハイシーズン）は大会へ向けた1か月程度とする。
- ③中学校体育連盟などが主催・共催の県大会や東北大会、全国大会へ勝ち進んだ場合には、校長の許可のもと、強化練習期間（ハイシーズン）を延長できる。
※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

※中体連が主催・共催する大会は以下のとおり。

種目	開催時期	中学校体育連盟共催の大会
バスケットボール	3月	春季大会
野球	4月	春季大会
バレーボール	3月	市民総合大会

ソフトテニス	3月	春季大会
剣道	8月	錬成大会
ソフトボール	5月	春季大会

※中学校体育連盟主催・共催以外の主な大会例

種目	開催時期	大会名
陸上	7月, 8月	・通信陸上 ・ジュニアオリンピック予選
サッカー	7月	・1年生大会
ソフトテニス	4月, 5月	・小島杯, 白百合杯
バドミントン	4月, 2月	・春季大会 ・1年生大会

※中総体, 新人大会の他にハイシーズン設定とする大会を各部1つ選ぶ

※文化部はハイシーズンを最大3回設定することができる。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- ・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防, バランスのとれた学校生活を送ることに
ついて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあ
たる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰, ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会等の検討

(1) 参加する大会等の精選

- ①部活動顧問は, 本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して, 中
学校体育連盟などが主催・共催する大会を基本とし, 本校として参加する大会等を精選
するよう努める。
- ②部活動顧問は, 生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して, 練習試合等
を計画するよう努める。

(2) 参加する大会や校外で行う練習試合等への移動手段

- ・本校生徒の移動については, 原則として公共交通機関を利用することとする。
※公共交通機関の利用が困難な場合には, 業者に依頼することを検討する。
※業者に依頼することも困難な場合には, 保護者の共通理解と了解を得て, 保護者に
協力を求める。

7 その他

<令和6年度の5月の連休について>

- ① 令和6年度の5月の大型連休については, 前半の4月27日(土)~29日(月)
の3日間の内最低1日の休養日を設けること, 後半の5月3日(金)~6日(月)
の4日間の内最低2日間の休養日を設けることを基本とする。
- ② 大会に参加する等特別な事情がある場合は, 管理職に相談することとし, その場合
は, 平日に代替の休養日を設けるなど生徒の体調管理に配慮することとする。

